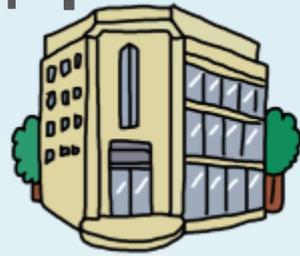


“おかやま”の中小企業を補償でサポート！



休業  
対応

# 応援共済



災害から復興を目指す事業者を応援します！

地震・噴火・津波などの大規模自然災害を含む  
さまざまな事故の休業損失を補償する共済です。

●共済の対象建物が下記の事故により損害を受け、休業した場合の補償

<b>1</b>	<b>地震・噴火・津波</b>	<b>2</b>	<b>火災</b>
<p>これらの事故による火災を含む</p>		<b>3</b>	<b>4</b>
		<b>破裂・爆発</b>	<b>落雷</b>
<b>5</b>	<b>6</b>	<b>7</b>	<b>8</b>
<b>台風・竜巻 暴風等の風災</b>	<b>雪災</b>	<b>ひょう災</b>	<b>台風・豪雨 等の水災</b>
<b>9</b>	<b>10</b>	<b>11</b>	<b>12</b>
<b>給排水設備または 他人の戸室の 事故による水濡れ</b>	<b>建物外部 からの物体の 落下・飛来・衝突</b>	<b>騒じょう・集団行動 労働争議に伴う 暴行、破壊</b>	<b>盗難による 損傷・汚損等</b>

●共済の対象建物が下記の原因により休業した場合の補償

**13** 隣接物件に**2**～**12**の事故が生じたとき（テナントビル・地下街・アーケード・袋小路等）

**14**

敷地外の電気・ガス・水道・通信などの設備\*に**2**～**12**の事故が生じたとき

\* 共済の対象建物と配管または配線により接続している次の事業者の専有するもの

ア.電気事業法に定める電気事業者 イ.ガス事業法に定めるガス事業者

ウ.水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者 エ.電気通信事業法に定める電気通信事業者

# 事業用建物が災害によって損害を受けた結果、事業活動が完全に休業した際、休業日数に対して共済金をお支払いします！

## ▼ 約定日額 1万円あたりの年間掛金 ▼

(約定日額は粗利益日額の70%以内において1万円単位で設定できます。)

全損 約定日数	一部損 約定日数	建物構造a級 (コンクリート造・鉄骨造)	建物構造b級 (木造)
120日	60日	4,244円	6,136円
	90日	4,636円	6,811円
150日	60日	4,364円	6,256円
	90日	4,756円	6,931円

### 【ご契約例】<sup>全損</sup> 約定日額3万円(150日)・<sup>一部損</sup> 60日)鉄骨造建物の場合

4,364円 × 3万円(約定日額3万円の場合)

**年間共済掛金 13,092円**

【お支払例】粗利益・営業日数を基に事業所に合った約定日額を1万円から1万円単位で設定(上限あり)

◆台風による大雨で付近の川が氾濫し、自動車修理工場の事務所及び作業所が浸水し、事務所建物基礎、シャッター、電気系統に損害を受けたことにより、**60日間の休業**となる。

・お支払い内容・

**約定日額3万円 × 休業日数60日 = 一部損共済金180万円**

◆電気コードのショートによる火災で、眼鏡部品製造業を営む作業場が**全焼**し完全休業となり、作業場を再建し**半年後に事業再開**。

・お支払い内容・

**約定日額3万円 × 全損約定日数150日 = 全損共済金450万円**

## 共済金の使い道は多岐にわたります

●休業時の様々な資金としての活用ができ、事業再開を応援します！

- 従業員の方々への給与の支払い
- 仕入先への代金支払い
- 仮設店舗への移転費用や諸費用
- 機械などのリース費用
- 個人事業主の方の生活費
- 事業再開の案内状や広告(チラシ)作成 など

▼リスクを最小限にとどめ、事業活動を円滑に進めるためのサポートをいたします▼

共済引受組合 ◆詳しくは担当までお問合せください◆

— 県共済 —

岡山県共済協同組合

☎ 086-222-6648 担当：岡田 晴美

〒700-0817 岡山市北区弓之町4-19-301

《お問合せ》

 **岡山北商工会**

OKAYAMAKITA SOCIETY OF COMMERCE & INDUSTRY

本部 ☎086-724-2131

一宮支所 ☎086-284-0397

津高支所 ☎086-294-2345

上道支所 ☎086-297-2058

建部支所 ☎086-722-0405